

	<p>○関係機関と連携し、基幹病院等及び透析医療機関の重要施設に係る応急給水体制を構築しているか。</p>	<p>故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。</p> <p>○平成19事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」別添のとおり厚生労働省関係各部局課長連名で、(略)災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、下記について留意の上、一層の取り組みをお願いします。</p> <p>(略)</p> <p>2. 関係機関と連携し、基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認するなど、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ること。</p> <p>○平成19健水発第0823001号(課長通知)「災害時の人工透析提供体制の確保について」災害時の人工透析提供体制の確保については、慢性腎不全の患者は2、3日に1回人工透析を実施することが生命維持に不可欠であるため、災害時においても、人工透析を継続することがきわめて重要であり、(略)今後も災害時に適切に人工透析を提供することができるようにすることが重要であることから、このたび、災害時の人工透析提供体制の確保について求められる取組を、下記のとおりまとめたので、参考の上、災害時の人工透析の確保体制に遺漏がないよう、平時よりマニュアルの策定等、一層の取組をお願いしますとともに、貴管下市町村及び関係機関に周知方お願いします。</p> <p>(略)</p> <p>2. 水・医薬品等及び医療機関の確保 都道府県は、平時においては、透析医療機関の耐震化に努めるとともに、水道事業者等と連携し当該施設に至る水道施設の耐震化の促進に努める。また、水等の供給が絶たれた場合の対応について、自己水源や自家発電装置の確保状況の把握、他の地方自治体との応援態勢の構築など事前に対策を講じておくことが望ましい。(略) 都道府県は、災害発生時には、(社)日本透析医学会等と連携しながら透析医療機関の状況を把握し、断水等により水の供給がないため人工透析を実施できない恐れのある医療機関に対しては、市町村、水道事業者等と連携し給水車による応急給水を実施する。(略)</p>
	<p>(2) 国民保護計画に基づく水道の安定かつ適切に供給するための体制が整備されているか。</p> <p>○都道府県及び市町村の定める国民保護計画に内容(策定状況を含む)を把握しているか。</p>	<p>○国民保護法第34条(都道府県の国民の保護に関する計画) 1 都道府県知事は、基本方針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。(略)</p> <p>○国民保護法第35条(市町村の国民の保護に関する計画) 1 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。(略)</p> <p>○国民保護法第102条(生活関連等施設の安全確保)第1項 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの(以下この条において「生活関連等施設」という。)のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のために必要な措置を講ずることができる。 (1) 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの (2) その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設</p> <p>○国民保護法第134条第2項(電気及びガス並びに水の安定的な供給) 水道事業者、水道用水供給事業者(略)である地方公共団体及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれ国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するするために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○国民保護法施行令第27条(国民生活関連施設) 法第102条第1項の政令で定める施設は、次のとおりとする。 (3) 水道法第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの</p> <p>○平17事務連絡「国民の保護に関する基本方針について」 (略)については、それぞれの国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じられるようお願いいたします。</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・ 関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ・ 水源の監視を強化すること。 ・ 水道施設の防護対策を確認すること。 ・ バイオアタック等による水質管理を徹底すること。 ・ 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。 ・ 備品、薬品等の管理を徹底すること。 ・ 施設関係図面等の管理を徹底すること。 ・ 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。 ・ 緊急時における関係者に関する連絡体制を確認すること。 ・ 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。 ・ 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。</p>
<p>⑤ 給水車、給水タンク等の整備状況は万全か。</p>	<p>給水車、給水タンク等の確保はなされているか。 (注)水道用水供給事業であっても、受水団体と整備数・役割分担等について協議をし給水車等の整備が必要である。</p>	<p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第2 3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (4) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。</p> <p>○平13健水発第87号(課長通知)「『米国の同時多発テロ』を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) (略)備品、薬品等の管理(略)など情報管理に努めること。</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・ 備品、薬品等の管理を徹底すること。</p>
<p>⑥ 緊急時の近隣市町村等との連携は図られているか。</p>	<p>緊急時の近隣市町村等との連携は図られているか。</p>	<p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第2 3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (2) 地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 (3) 他の水道事業者等と調整し、災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制</p>

		<p>を可能な限り広域にわたって確立すること。</p> <p>○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」4(2)</p> <p>送・配水系統等相互間の連絡施設(隣接水道との連携を含む)の整備</p> <p>○平15健水第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の4</p> <p>また、水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えるよう努めること。</p> <p>○平13健水第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2)</p> <p>緊急時対応の体制の確立の観点から、(略)緊急時における水道事業者内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。(略)</p> <p>○平17健水第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5.(3)⑤</p> <p>他水道事業者等との災害時応援協定の締結等による応急復旧体制の整備について、目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。また、小規模の水道事業等においては、近隣の水道事業者等による支援体制の整備が重要であることに留意する。</p> <p>○平17健水第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(3)</p> <p>・他水道事業者等との災害時における相互応援協定等による応急給水・応急復旧体制の整備</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3</p> <p>・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。</p> <p>○平成18年健水第1109001号(課長通知)「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の底について」</p> <p>(略) 水道用水供給事業者の送水施設(隧道)破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み(略)責事業の基幹施設(導水管渠、送水管、配水本管等)について次の内容を適切に実施されたい。</p> <p>(略)</p> <p>3、上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。</p> <p>4、水道用水供給事業とその受水道事業者においては、共同での検討を行うなど相互に整合を図り実施すること。</p>
<p>⑦危機管理を想定した訓練等に努めているか。</p>	<p>水道の緊急停止措置等の緊急事態を想定した訓練等に努めているか。</p> <p>○単なる応急給水・応急復旧訓練だけでなく、水道の緊急停止等の措置を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練を行っているか。</p>	<p>○法第23条第1項(給水の緊急停止)</p> <p>水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>○法第31条(準用)</p> <p>(略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>○平13健水第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2)</p> <p>(略)緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。</p>
<p>⑧危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。</p>	<p>非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)</p>	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者)</p> <p>水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <p>7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止</p> <p>○法第23条第1項(給水の緊急停止)</p> <p>水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>○法第31条(準用)</p> <p>(略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>○昭49環計第36号(部長通知)「漏水対策について」II</p> <p>4 広報活動の重要性</p> <p>漏水対策を進めるに当たって住民の理解と協力は不可欠なものであり、従って効果的に直接影響するものといえる。このため、漏水状況に応じ、随時適切な広報媒体を活用して広報活動を積極的に行う必要がある</p> <p>5 給水制限のルール</p> <p>(3) 需要者に対し、十分に事情を説明するため広報活動を強化し理解と協力を求めること。</p> <p>6 第1段階における自主制限</p> <p>需要者による自主制限は広報活動と、これを受けての需要者の理解と協力実施に期待するものであるが、かなりの効果を得た実績もある。この場合、一般家庭ならびに各種大口需要者(官公署、ビル、工場等)に、それぞれの用途に応じた具体的な節水方法を盛り込んで協力依頼するよう配慮すること。</p> <p>8 第三段階における時間給水</p> <p>(1) 各地域の実態を十分勘案し、区域、時間等に関する具体的計画を組んで、事前にPRを行いつつ実施すること。(略)</p> <p>(2) 需要者が無駄な溜め置きをしないよう協力を求め、また水の有効利用方策について特設のPRを行うこと。</p> <p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第3</p> <p>水道事業者等は、地方公共団体の防災担当部局と協力し、2~3日分の飲料水の備蓄や、給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民等が自主的に取り組むよう啓発に努める。</p> <p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第2編第5章第1節第3</p> <p>(略)水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、</p>

		<p>応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について的確な情報提供を行う。</p> <p>○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」1(2)</p> <p>(1)広域的な停電時における水道利用者に対する水道事業者等及び水道事業者等共同の広報体制の整備・強化</p> <p>(2)水道利用者からの問い合わせに対する応答体制の整備・強化</p> <p>○平6衛水第213号(課長通知)「濁水時における飲料水の衛生対策について」1</p> <p>(1)溜め置かれた水道水等については、残留塩素による消毒効果の消失により保健衛生上問題が生じる可能性があることから、これを飲用する場合には煮沸してから飲む等の注意をすること。特に浄水器を通した水は、浄水器により残留塩素が除去されている場合が多いことから、特段の注意が必要であること。</p> <p>(2)水道の断水又は減水に伴う給水圧の低下等により、給水栓及び給水栓にとりつけたホース等から給水管への汚水逆流が生じる可能性があることから、それらの給水用の装置が、溜め置き用タンク、洗濯機、浴槽その他の水につからない状態に保つこと。</p> <p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2)</p> <p>緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること(略)</p> <p>○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6</p> <p>(1)水道の運営基盤の強化・顧客サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加型活動やIT活用等による広報の充実及び情報公開の推進 <p>(3)(略)給水拠点の整備</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
<p>⑨テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。</p>	<p>テロ等危機管理対策として水源監視の強化、水道施設の警備強化、防護対策の確立等に努めているか。</p> <p>○水道施設の警備の強化を十分行っているか。</p> <p>○ろ過池等が外部から容易に毒物投入できる配置・構造となっている場合、防止策等を講じているか。</p>	<p>○平12省令第15号(施設基準)5 浄水施設</p> <p>(11)ろ過池を設ける場合にあっては、水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、覆いの設置及びその他の必要な措置が講じられていること。</p> <p>附則</p> <p>1 この省令は平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、(略)第5条第1項(略)第11号(略)に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。</p> <p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1)</p> <p>水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。(略)</p> <p>○平16健水発第0226002号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」1 自主警備体制の徹底</p> <p>同施設周辺の点検頻度の増強等、自主警備強化等の徹底</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ・水源の監視を強化すること。 ・水道施設の防護対策を確認すること。 ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
<p>⑩施設内への来訪者の管理を行っているか。</p>	<p>施設内への来訪者、施設出入業者の管理を行っているか。</p> <p>○来訪者名簿、受付用テレビカメラ等が設置されているか。</p>	<p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1)</p> <p>(略)また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。</p> <p>○平16健水発第0226002号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」1 自主警備体制の徹底</p> <p>施設出入り者の管理</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
<p>⑪薬剤等の保管、管理は適切になされているか。</p>	<p>薬剤等の保管・管理について、取扱責任者の明確化、薬品台帳の作成等が適切になされているか。</p> <p>○取扱責任者は明確にされているか。</p> <p>○毒劇物を保管している薬品庫は施錠されているか。</p> <p>○毒性に関係なく瓶ごとの管理となっていないか。</p> <p>○薬品台帳等が作成されているか。</p> <p>○薬品の購入量だけでなく、使用量も記録されているか。</p>	<p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1)</p> <p>(略)備品、薬品等の管理(略)など情報管理に努めること。</p> <p>○平16健水発第0226002号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」3 水道施設等における毒・劇物等の保管に対する管理強化</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品、薬品等の管理を徹底すること。
<p>⑫停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。</p>	<p>停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。</p>	<p>○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」4</p> <p>(1)送・配水系統、給水区域等の実態に即した浄水場、ポンプ場等の自家発電施設(保安電力を含む)の整備又は地域の条件に応じた電源の二系統化、二回線化の推進</p> <p>(3)停電のない系統等の水道利用者の節電等により水道水の緊急融通を可能とする運用体制の整備</p>
<p>⑬漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。</p>	<p>漏水事故等に備え、資機材の備蓄・調達はされているか。</p>	<p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業者等に係る地震防災強化計画等の作成について」6(3) 管、弁類の備蓄等復旧資機材の確保対策</p> <p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第2の3(4)</p> <p>応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。</p>

○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1)
 (略)備品、薬品等の管理(略)など情報管理に努めること。
 ○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3
 ・備品、薬品等の管理を徹底すること。

8. 住民対応

①住民への情報提供が適切になされているか。

(1)水道の需要者に対して、法第24条の2に基づく施行規則第17条の2第1項に掲げる情報を積極的に提供しているか。
 ○提供している情報(水質検査結果等)が1年以上古い情報となっていないか。
 ○水道事業の効率化、水道料金の妥当性など情報提供事項以外の情報についても積極的に提供し、水道事業に対する理解を得るように努めているか。
 (注)水道用水供給事業も、受水団体を通じて、あるいは自ら直接、需要者に情報提供する必要がある。

○法第24条の2(情報提供)
 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の規定による水質検査の結果、その他以下の水道事業に関する情報を提供しなければならない。
 ○法第31条(準用)
 (略)第24条の2の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第24条の2中「水道の需要者」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道の需要者」と、「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
 ○施行規則第17条の2(情報提供)
 法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第5号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期的に(第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第6号及び第7号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。
 (1)水質検査計画及び法第21条第1項の規定により行う定期的水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項
 (2)水道事業の実施体制に関する事項(法第24条の3第1項の規定による委託の内容を含む)
 (3)水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
 (4)水道料金その他需要者の負担に関する事項
 (5)給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
 (6)法第21条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果
 (7)災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項
 ○施行規則第52条(準用)
 (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。
 ○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第5
 改正水道法において、水道事業者、水道用水供給事業者が必要者に対して、水質検査の結果等について情報提供を行うことを義務付けることとしたものである。この規定は、行政処分や罰則適用を伴うものではないものの、水道事業者、水道用水供給事業者、今後ますます積極的な情報提供を求められる状況の中、その責任を可能な限り明確とする観点から定められたものである。(略)また、水道事業の効率化、水道料金の妥当性などを含め、需用者に対して、規定された情報提供事項以外の情報についても積極的に提供し、水道事業に対する理解を得よう努力をすることが望ましい。
 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2)
 ・顧客に対する水質に関する情報提供(略)の推進
 ○平12衛水発第40号(課長通知)「水道事業における情報公開の推進について」
 (略)公共料金分野における情報公開のより一層の推進のため(略)より一層積極的な情報公開に取り組まれますよう、お願いいたします。(略)
 ○平成20健水発第0408002号(課長通知)「水道施設の耐震化の計画的実施について」
 2. 水道の利用者に対する情報の提供
 水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供しよう努められたい。

(2)需要者の入手しやすい方法や理解しやすい形式となっているか。
 (※)ホームページ、広報紙、新聞折込、役所にパンフを置く等

○施行規則第17条の2(情報提供)
 法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第5号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期的に(第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第6号及び第7号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。
 ○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第5
 併せて情報提供事項についてまで規定されているが、その方法、形式等については、各事業者の判断に委ねることとしており、事業者として需用者の入手しやすい形式を工夫すべきである。
 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1)
 ・参加型活動やIT活用等による広報の充実及び情報公開の推進

②災害や水質事故等非常時の住民への情報提供は適切になされているか。

災害や水質事故等非常時における需要者への情報提供について、適切な内容、適当な方法となっているか。
 (※)有線、無線、広報車等

○施行規則第17条の2第1項6号
 法第21条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果
 ○施行規則第17条の2第1項7号
 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項
 ○昭49環計第36号(部長通知)「漏水対策について」II
 4 広報活動の重要性
 漏水対策を進めるに当たって住民の理解と協力は不可欠なものであり、従って効果的に直接影響するものといえる。このため、漏水状況に応じ、随時適切な広報媒体を活用して広報活動を積極的に行う必要がある
 5 給水制限のルール
 (3)需要者に対し、十分に事情を説明するため広報活動を強化し理解と協力を求めること。
 6 第1段階における自主制限
 需要家による自主制限は広報活動と、これを受けての需要家の理解と協力実施に期待するものであるが、かなりの効果を得た実績もある。この場合、一般家庭ならびに各種大口需要者(官公署、ビル、工場等)に、それぞれの用途に応じた具体的な節水方法を盛り込んで協力依頼するよう配慮すること。
 8 第3段階における時間給水
 (1)各地域の実態を十分勘案し、区域、時間等に関する具体的計画を組んで、事前にPRを行いつつ実施すること。(略)
 (2)需要者が無駄な溜め置きをしないよう協力を求め、また水の有効利用方法について

		<p>特段のPRを行うこと。(略)</p> <p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」</p> <p>第1編第5章第2節第3 水道事業者等は、地方公共団体の防災担当部局と協力し、2~3日分の飲料水の備蓄や、給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民等が自主的に取り組むよう啓発に努める。</p> <p>第2編第5章第1節第3 (略)水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行う。</p> <p>○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」1 (1)広域的な停電時における水道利用者に対する水道事業者等及び水道事業者等共同の広報体制の整備・強化 (2)水道利用者からの問い合わせに対する応答体制の整備・強化</p> <p>○平6衛水第213号(課長通知)「渇水時における飲料水の衛生対策について」1 (1)溜め置かれた水道水等については、残留塩素による消毒効果の消失により保健衛生上問題が生じる可能性があることから、これを飲用する場合には煮沸してから飲む等の注意をすること。特に浄水器を通した水は、浄水器により残留塩素が除去されている場合が多いことから、特段の注意が必要であること。 (2)水道の断水又は減水に伴う給水圧の低下等により、給水栓及び給水栓にとりつけたホース等から給水管への汚水逆流が生じる可能性があることから、それらの給水用の装置が、溜め置き用タンク、洗濯機、浴槽その他の水につからない状態に保つこと。</p> <p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること(略)</p> <p>○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・参加型活動やIT活用等による広報の充実及び情報公開の推進</p>
<p>③住民参加の取り組みはあるか。</p>	<p>住民が参加するパブリックコメント、モニター制度等需要者の声を水道事業に反映させるような取り組みを行っているか。また、今後の予定は。(注)防災訓練、施設見学は需要者の声を反映させることができる取り組みにはならない。</p>	<p>○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6 (1)水道の運営基盤の強化・顧客サービスの向上 ・参加型活動やIT活用等による広報の充実及び情報公開の推進 ・水道モニター制度や顧客アンケート、パブリックコメント、顧客満足度調査の実施等による顧客ニーズの把握 (2)安心・快適な給水の確保に係る方策 ・(略)意見交換の推進によるリスクコミュニケーションの推進</p>
<p>④需要者からの水質検査等の請求(苦情等を含む)に対して適切に対応・処理しているか。</p>	<p>(1)需要者からの水質検査等の請求(苦情等を含む)に対し適切に対応・処理をしているか。 ○需要者からの水質検査等の請求(苦情等を含む)の内容及び処理状況は記録されているか。</p> <p>(2)需要者からの水質検査等の請求(苦情等を含む)を、将来の需要者サービス向上に反映させているか。</p>	<p>○法第18条(検査の請求) 1 水道事業によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。 2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。</p> <p>○水道法逐条解説(第18条関係) 1 検査の請求 水道事業者からの水の供給を受ける者は、常時、水質基準に適合する水の供給を保障されているところであるが、給水装置の破壊、老朽化等に伴い水質基準に適合しない水の供給を受けるおそれがある。このような場合において、需要者に給水装置及び供給を受ける水の水質についての検査請求権を認めたとが本条である。なお、供給を受ける水の水質検査の請求は、給水装置の異常によるものでなくても、水に異常を認めたととき等において行う得るものである。また、正常な作動を疑わせるような量水器の検査についても本条の規定によって検査を請求できる。</p> <p>2 検査の実施及び結果の通知 水道事業者は、検査の請求を受けたときは速やかにその状況に応じて必要な検査を行うこととされている。本条は、この検査に要する費用の負担についてふれているが、検査をすべき合理的な根拠のない請求による者については、供給規程に定めることにより手数料(地方自治法第227条参照)を徴収することも許されるであろう。なお、検査を行ったときは、その結果を検査請求者に通知しなければならない。</p> <p>○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・窓口の充実、トラブルサポートの充実等の顧客サービスの向上</p>
<p>【供給規程】</p>		
<p>⑤供給規程を定め、一般に周知させているか。</p>	<p>(1)供給規程を定めているか。その内容は適切か。</p>	<p>○法第14条(供給規程) 1 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。 (1)料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正なものであること。 (2)料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。 (3)水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。 (4)特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (5)貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○施行規則第12条~第12条の4(法第14条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目)(略)</p>

	(2) 供給規程を、その実施の日までに一般に周知させているか。	○法第14条第4項（供給規程） 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
⑥ 給水停止をする際の需要者への周知等処理方法は適切か。	(1) 法第15条第2項に基づき給水停止を実施する場合には、供給規程に基づき、給水停止の区域及び期間をあらかじめ関係者に周知しているか。	○法第15条第2項（給水義務） 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。 ○法第31条（準用） （略）第15条第2項、（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第15条第2項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替える（略）。 ○水道法逐条解説（第15条関係） 供給条例（規程）（例） 第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合の他、制限又は停止することはない。 2 前項の給水を制限又は停止使用とするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
	(2) 料金未納及び正当な理由なしに給水栓の検査を拒んだ時に伴う給水停止等を実施する場合は、供給規程に基づき処理しているか。	○法第15条第3項（給水義務） 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。 ○施行規則第12条の2第2号ロ（法第14条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目） 料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置 ○水道法逐条解説（第15条関係） 供給条例（規程）（例） 第33条 市（町村）長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 (1) 水道の利用者が第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。 (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第24条の使用水量の計算、又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 給水栓を、汚染のおそれがある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき。
	(3) 給水停止の際、生活困窮者に関して福祉部局と連絡・連携をとっているか。	○平12.4.13事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」 （略）2歳女児が必要な福祉施設を受けられず、死亡するとの事件がありました。また、マスコミ等の報道では、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであり、水道料金滞納を理由にした機械的な給水停止をすべきではなかったといった意見が少なからず出されているところです。福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではありますが、今回の事件を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われますよう、管下の水道事業者に対する周知及び注意喚起方お願いいたします。 （参考）平成13.3.30社援保発第27号（保護課長通知）「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」 （略）最近も生活困窮から料金等を滞納し水道・電気等のライフラインが止められ、死亡等に至るといふ大変痛ましい事件が発生したところである。そのため、更に地域の実情に応じ、水道・電気等の事業者や居宅介護支援事業者等の福祉サービス提供事業者等との連絡・連携体制についても強化を図り、要保護者の把握、適正な保護の実施に努められるよう管内実施機関に対して周知されたい。（略） （参考）平20.3「全国水道担当者会議」資料（抜粋） 3. 水道施策の推進について （8）住民対応について ・給水停止に係る福祉部局との連絡・連携体制の強化について 生活困窮者に対する給水停止に関しては、平成12年4月13日付け厚生省水道整備課事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」を各都道府県に発出し、 ・福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではあるものの、 ・死亡事故を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、 ・真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、 ・関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われるよう、管下の水道事業者に対する周知及び注意喚起を御願ひしている。 また、要保護者の把握に関しては、厚生労働省社会・援護局保護課から各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部（局）長に対して平成13年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」を発出し、生活困窮者を発見し適切に保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が実施機関の窓口につながるよう、民生委員や保険年金・保健福祉部局との連携、さらには、水道・電気等の事業者との連携に努めるよう周知している。 各水道事業者におかれては、事務連絡に示された趣旨を十分踏まえ、真に生活に困窮している者に対して機械的に給水停止を行うといった事態が回避されるよう、給水停止の際に生活困窮者か否かを福祉部局に確認するなど、地域の実情に応じ、関係部局との連絡・連携体制の強化が適正に行われるよう、改めてお願いする。
⑦ 貯水槽水道に関して、適切に供給規程等で規定されているか。また事業者の立場から設置者に対して助言等適切な指導が行われているか。	貯水槽水道に関して、適切に供給規程等で規定されているか。	○法第14条第2項第5号（給水義務） 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。 ○施行規則第12条の4（法第14条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目） 法第14条第3項に規定する技術的細目のうち、同条第2項第5号に関するものは、次に掲げるものとする。（略）

○平14.3.27健水発第0327001号「水道法の施行について」1の5

(略)水道水を供給する立場の水道事業者として、貯水槽水道の管理者等との間で貯水槽水道に関する責任関係を供給規程において明確化するよう規定された。さらに、水道事業者の立場から設置者に対する助言等を行う根拠を規定したことから、適切な指導を行い貯水槽水道の適正管理に向けた取り組みがなされるようお願いしたい。(略)

○平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1)

(略)また、安全な水道水を利用者に供給するためには、水道事業者等による危機管理対策の徹底と併せて、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の設置者や利用者に対しても、広報等を通じた注意喚起に努めること。

(参考)「貯水槽水道の運営管理マニュアル(平成18年3月)」

※水道課ホームページの貯水槽水道・飲用井戸情報のページに掲載している。

9. 資源・環境

①省エネルギーに対する措置を講じているか。

(1)省エネ法に定める第一種または第二種エネルギー管理指定工場に指定されている施設はあるか。
○各施設のエネルギー使用量を把握しているか。
○指定施設でない場合であっても、前年度における原油換算エネルギーの使用量が1,500kL以上である場合は、エネルギーの使用状況を経済産業大臣に届け出ているか。

(参考)

○第一種エネルギー管理指定工場
・原油換算エネルギーの年度の使用量 3,000kL
○第二種エネルギー管理指定工場
・原油換算エネルギーの年度の使用量 1,500kL

○省エネ法第7条(第一種エネルギー管理指定工場の指定)

経済産業大臣は、政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の使用量が政令で定める数値以上である工場をエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。

2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された工場(以下「第一種エネルギー管理指定工場」という。)については、この限りでない。

3 第一種エネルギー管理指定工場を設置している者(以下「第一種特定事業者」という。)は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第1項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなったとき。

二 第1項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなったとき。

4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第1項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5 経済産業大臣は、第1項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

○省エネ法第17条(第二種エネルギー管理指定工場の指定)

経済産業大臣は、第一種エネルギー管理指定工場以外の工場であつて第7条第1項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。

2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、第一種エネルギー管理指定工場、第7条第2項の規定によりエネルギーの使用の状況に関し届け出なければならない工場及び前項の規定により指定された工場(以下「第二種エネルギー管理指定工場」という。)については、この限りでない。

3 第二種エネルギー管理指定工場を設置している者(以下「第二種特定事業者」という。)は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第1項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなったとき。

二 第1項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなったとき。

4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第1項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5 経済産業大臣は、第二種エネルギー管理指定工場における第1項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第7条第1項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場を同項の規定により指定するときは、当該工場に係る第1項の指定を取り消すものとする。

6 経済産業大臣は、第1項の規定による指定又は前2項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

○省エネ法施行令第2条(第一種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量)

法第7条第1項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)とする。

2 法第7条第1項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で3,000キロリットルとする。

○省エネ法施行令第6条(第二種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量)

法第17条第1項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で1,500キロリットルとする。

○省エネ法施行規則第5条(第一種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)

法第7条第2項の規定による届出は、毎年度4月末日までに、様式第11による届出書一通を提出してしなければならない。

○省エネ法施行規則第19条(第二種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)

法第17条第2項の規定による届出は、毎年度4月末日までに、様式第10による届出書一通を提出してしなければならない。

(2)第一種または第二種エネルギー管理指定工場に指定されている施設がある場合、エネルギー管理

○省エネ法第13条(エネルギー管理員)

第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。

員を適切に選任しているか。
○講習の課程を修了した者あるいはエネルギー管理士免状の交付を受けている者を選任しているか。
○指定工場ごとに選任しているか
○選任等の届出を行っているか。

- 一 経済産業大臣又はその指定する者(以下「指定講習機関」という。)が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者
- 二 エネルギー管理士免状の交付を受けている者
- 2 第一種指定事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員に選任した者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。
- 3 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 第11条及び前条第1項の規定はエネルギー管理員に、同条第2項の規定は第一種指定事業者に、同条第3項の規定は第一種指定事業者が設置している第一種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。
- 省エネ法第18条第1項(準用規定)
(略)第13条第1項から第3項まで(略)の規定は第二種特定事業者に、(略)準用する。
- 省エネ法施行規則第11条(エネルギー管理員の選任)
法第13条第1項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。
 - 一 エネルギー管理員を選任すべき事由が発生した日から6月以内に選任すること。
 - 二 他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を選任してはならないこと。
- 2 第一種指定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第14条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場においてエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。
- 3 前項の承認を受けようとする者は、様式第5のエネルギー管理員兼任承認申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
 - 一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類
 - 二 前項の規定により選任するエネルギー管理員の執務に関する説明書
- 省エネ法施行規則第13条(エネルギー管理員の選任等の届出)
法第13条第3項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任があつた日の属する年度の次年度の6月末日までに、様式第6による届出書一通を提出してしなければならない。

(3) 第一種エネルギー管理指定工場に指定されている施設がある場合、中長期計画を策定しているか。

- 省エネ法第14条(中長期的な計画の作成)
第一種特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場について第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。
- 2 前条第1項の規定により同項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者は、前項の規定により中長期的な計画を作成するときは、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理士免状の交付を受けている者を参画させなければならない。
- 3 主務大臣は、第一種特定事業者による第1項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。
- 4 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。
- 省エネ法施行規則第15条(中長期的な計画の提出)
1 法第14条第1項の規定による計画の提出は、毎年度6月末日までに、様式第7による計画書一通により行わなければならない。
- 2 法第13条第1項の規定により同項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者が前項の計画書を提出する場合には、次条の規定により提出された書面を添付しなければならない。
- 省エネ法施行規則第16条(参画の方法)
法第14条第2項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けている者を参画させるときは、エネルギー管理士免状の交付を受けている者(他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を除く。)を参画させ、その者に様式第8による書面を提出させなければならない。

(4) 第一種または第二種エネルギー管理指定工場に指定されている施設がある場合、定期の報告を行っているか。

- 省エネ法第15条(定期の報告)
第一種特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。
- 省エネ法第18条第1項(準用規定)
(略)第15条の規定は第二種特定事業者に、(略)準用する。(略)
- 省エネ法施行規則第17条(定期の報告)
法第15条第1項の規定による報告は、毎年度6月末日までに、様式第9による報告書一通を提出してしなければならない。
- 省エネ法施行規則第18条(定期の報告)
法第15条第1項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。
 - 一 エネルギーの種類別の使用量及び販売副生エネルギー等(販売された及び自らの生産に寄与しないエネルギーをいう。)の量並びにそれらの合計量
 - 二 エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況
 - 三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況
 - 四 エネルギーの使用の合理化に関する法第5条第1項に規定する判断の基準の遵守状況その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置
 - 五 生産数量(これに相当する金額を含む。)又は建築延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値
 - 六 エネルギーの使用の効率
 - 七 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

<p>②再生可能エネルギー設備を利用して いるか。</p>	<p>(1)水力発電 (2)太陽光発電 (3)風力発電 (4)その他</p>	<p>○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (定義) 第二条 この法律において「新エネルギー利用等」とは、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）第二条に規定する石油代替エネルギー（以下この条において「石油代替エネルギー」という。）を製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用すること（石油に対する依存度の軽減に特に寄与するものに限る。）のうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるものをいう。 (基本方針) 第三条 経済産業大臣は、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。 2 基本方針は、次に掲げる事項について、エネルギー需給の長期見通し、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。 一 新エネルギー利用等に関してエネルギーを使用する者（以下「エネルギー使用者」という。）が講ずべき措置に関する基本的な事項 二 新エネルギー利用等の促進のために、エネルギーを供給する事業を行う者（次条第二項において「エネルギー供給事業者」という。）及び新エネルギー利用等を行うための機械器具の製造又は輸入の事業を行う者（同項において「製造事業者等」という。）が講ずべき措置に関する基本的な事項 三 新エネルギー利用等の促進のための施策に関する基本的な事項 四 その他新エネルギー利用等に関する事項 (略) (エネルギー使用者等の努力) 第四条 エネルギー使用者は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等に努めなければならない。 (略) ○京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定） 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進 ・上下水道・廃棄物処理における取組 上水道においては、省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー対策や、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策を実施する。 (略) ○平成19年度 全国水道関係担当者会議資料 3. 水道施策の推進について (10) 地球温暖化対策等について イ. 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進について (略) 各水道事業者及び水道用水供給事業者においては、「水道事業における環境対策の手引書」等を活用し、経済性と両立（持続可能な水道運営）にも留意しつつ、環境対策（資源の循環的利用、省エネルギー・再生可能エネルギー対策（地球温暖化対策）、水資源の有効利用等）に係る各種取組をより積極的かつ計画的に実施するようお願いする。 (略) 今後、新たな目標達成計画に基づき、進捗状況等の定期的報告や対策の着実な実施の担保が求められることとなるため、各水道事業者及び水道用水供給事業者においては、省エネルギー・再生可能エネルギー対策を着実に実施するとともに、進捗状況の報告等につき協力いただくようお願いする。また、各都道府県においても、管下の都道府県知事認可の水道事業者等に対し、省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進が促進されるよう、適切な情報提供及び水道事業者等における取組状況等に関する調査等に協力いただくようお願いする。</p>
<p>③浄水場等からの排水の処理は適切であるか。</p>	<p>(1)水濁法の特定施設にあっては、浄水場等から排出される汚水の処理は適切になされているか。 ○排出水の汚染状況の測定を行っているか。（1日当たり平均排水量が50m³/日以下の施設を除く） ○排水基準に適合しない排水を公共用水域に放流していないか。 ○条例で排水基準を定めているか。 (参考)特定施設 浄水能力が1日当たり1万立方メートル以上の沈澱地及びろ過施設</p>	<p>○水質汚濁防止法第2条（定義）第2項 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。 (1)カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいう。 (2)化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。 ○水質汚濁防止法第3条（排出基準） 1 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ）について、環境省令で定める。 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、第1項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと思われる区域があるときは、その区域に排出される排水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。 5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。 ○水質汚濁防止法第4条（総量削減基本方針）第1項 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る）であり、かつ、第3条第1項又は第3項の排水基準のみによつては環境基本法第16条第1項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という）の確保が困難であると認められる水域であつて、第2条第2項第2号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係るある地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という）を定めるものとする。 ○水質汚濁防止法第4条の5（総量規制基準） 1 都道府県知事は、指定地域にあっては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの（以下「指定地域内事業場」という）から排出される排水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準</p>

を定めなければならない。

- 2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。
 - 3 第1項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。
 - 4 都道府県知事は、第1項又は第2項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 水質汚濁防止法第12条(排出水の排出の制限)
排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。
- 水質汚濁防止法第14条(排出水の汚染状態の測定等)
1 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておくなければならない。
2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておくなければならない。
- 水質汚濁防止法施行令第1条(特定施設)
水質汚濁防止法第2条第2項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。
別表第1 64の2
水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう。)(略)のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
イ 沈でん施設
ロ ろ過施設
- 水質汚濁防止法施行令第4条の2(指定項目、指定水域及び指定地域)
法第4条の2第1項の政令で定める項目は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める水域は、当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。(略)
- 水質汚濁防止法施行令規則第1条の4(法第4条の五第1項の環境省令で定める規模)
法第4条の5第1項の環境省令で定める規模は、1日当たりの平均的な排出水の量(以下「日平均排水量」という)が50立方メートルであるものとする。
- 水質汚濁防止法施行令規則第9条(排出水の汚染状態の測定)第1項
法第14条第1項の規定による排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
(1) 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について、当該排水基準の検定方法により行うこと。
(2) 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、第6条の2の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。
(3) 測定の結果は、様式第8による水質測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。
- 水質汚濁防止法施行令規則第9条の2(排出水の汚濁負荷量の測定等)
法第14条第2項の規定による排出水の汚濁負荷量の測定及びその結果の記録は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次の各号に定めるところにより行うものとする。
(1) 汚濁負荷量の測定は、環境大臣の定めるところにより、特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項を計測し、特定排出水の1日当たりの汚濁負荷量を算定することにより行うこと。
(2) 前号の測定は、日平均排水量が400立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合にあつては排水の期間中毎日、日平均排水量が200立方メートル以上400立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては7日を超えない排水の期間ごとに1回以上、日平均排水量が100立方メートル以上200立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては14日を超えない排水の期間ごとに1回以上、日平均排水量が50立方メートル以上100立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては30日を超えない排水の期間ごとに1回以上行うこと。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、排水の系統ごとの汚染状態及び量その他の事情により、これらの測定の回数によることが困難と認められる場合であつて、都道府県知事が別に排水の期間を定めるときは、当該都道府県知事が定めた排水の期間ごとに行うこと。
(3) 測定の結果は、様式第9による汚濁負荷量測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。
- 昭44府令第35号「排水基準を定める省令」第1条(排水基準)
水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準は、同条第2項の有害物質による排出水の汚染状態については、別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。(略)
備考 2 この表に掲げる排水基準、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 昭51環水第46号(課長通知)「水道の沈でん施設及びろ過施設の水質汚濁防止法に基づく特定施設への指定について」
1 今回の水質汚濁防止法施行令の改正により、水道法第3条第7項に規定する水道施設のうち、浄水施設である沈でん施設又はろ過施設(これらの浄水能力が1日あたり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く)が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設として追加されたことに伴い、これらの施設を設置する事業場からの排出水について、同法第3条第1項の排出基準が適用され、この基準に適合しない排出水の排出は禁止されること。(略)
3 その他同法第5条、第6条、第7条、第10条及び第11条第3項の規定により届出が必要とされ、同法第9条の規定により特定施設の設置につきその実施が制限され、また、同法第14条の規定により排出水の汚染状態の測定等が義務づけられる等の規制が行われるので、これらの点についても、遺漏のないよう遵守すべきものであること。
- 平17環水管発第050318001号(環境省水環境部長通知)「水質汚濁防止法の徹底について」
1 特定事業場に対する監視指導関係
(略)なお、今回の事業を踏まえ、特に以下の項目について留意されたい。
・ 特定事業場における測定結果が事業場内の複数の者のチェックを受ける体制になっているか否かを確認すること。
・ 特定事業場における測定が排水後速やかに行われ、その結果が生産現場に適切に反映されているか否かを確認すること。(排水処理の大原則は、適正な工程管理により可能な限り処理前の水量・汚染状況を低減させることであり、その意味で排水処理施設の管理は工程管理と不可分である。)

- ・特定事業所における排出水の汚染状態の測定結果について、立入検査時に原簿等を確認するとともに適宜報告を徴収すること。また、その値を立入検査による測定結果や届出値等と対比すること。
- ・特定事業場における排出水の汚濁負荷量の測定状況について、立入検査時に自動計測器の指示値及びその帳票(指定測定法による測定を行っている場合には、その測定原簿)並びに排水流量計の指示値及びその帳票を確認すること。また、その値と届出値等を対比すること。
- ・特定事業場における特定排出水の汚染状況の測定を自動計測器で行っている場合は、その校正(窒素・りん自動計測器にあっては、「窒素・りん水質汚濁負荷量測定方法マニュアル(平13.3環境省環境管理水環境部)」に基づく管理基準の遵守)が適正に行われているか否かを確認すること。

(2)水濁法等の特定施設に該当する場合にあっては、設置及び構造等の変更の届出等を行っているか。

- 特定施設の設置の届出を行っているか。
- 特定施設の構造等を変更する場合、都道府県知事に届出を行っているか。
- 代表者、住所等を変更した際、都道府県知事に届出を行っているか。
- 河川法及びその他の法令(水濁法を除く)に基づく設置等の届出等を適切に行っているか。

(参考) 河川法特定施設
1日当たり排水量
50m³/日以上
(参考) 瀬戸内海環境保全特別措置法特定施設
1日当たり排水量
50m³/日以上

○水質汚濁防止法第5条(特定施設の設置の届出)第1項

工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種別
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 汚水等の処理の方法
- (7) 排出水の汚染状態及び量(指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)

○水質汚濁防止法第6条(経過措置)

1 一の施設が特定施設(指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ)となった際にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む)であって排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、それぞれ、環境省令で定めるところにより、前条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該施設につき既に指定地域特定施設についての前条第1項又は次項(瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む)の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

2 一の施設が指定地域特定施設となった際に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ)又は一の地域が指定地域となった際にその地域において指定地域特定施設を設置している者であつて、排出水を排出するものは、当該施設が指定地域特定施設となった日又は当該地域が指定地域となった日から30日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。(略)

○水質汚濁防止法第7条(特定施設の構造等の変更の届出)

第5条又は前条の届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第4号から第8号までに掲げる事項又は同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○水質汚濁防止法第10条(氏名の変更等の届出)

第5条又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第1号若しくは第2号若しくは同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○河川法施行令第16条の5(汚水の排出の届出)

1 河川に1日につき50立方メートル(河川の流量、利用状況等により河川管理者がこれと異なる量を指定したときは、当該量)以上の汚水(生活又は事業(耕作又は養魚の事業を除く)に起因し、又は附随する廃水をいう。以下同じ)を排出しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について、別表上欄に掲げる認可等の処分を受け、又は同欄に掲げる届出をしているときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 汚水を排出しようとする河川の種別及び名称
- (3) 汚水を排出しようとする場所
- (4) 汚水の排出の方法及び期間
- (5) 排出しようとする汚水の量
- (6) 排出しようとする汚水の水質
- (7) 排出しようとする汚水の処理の方法

2 前項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第1号に掲げる事項に変更があつたとき、若しくはその届出に係る同項第3号から第7号までに掲げる事項を変更したとき、又は汚水の排出を廃止したときは、遅滞なく、その旨を河川管理者に届け出なければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第1項ただし書に規定する事項について、別表上欄に掲げる認可等の処分をし、若しくは同欄に掲げる届出を受理し、又は同表下欄に掲げる命令等の処分(汚水の排出に係るものに限る)をした行政庁は、遅滞なく、その旨を河川管理者に通報するものとする。別表 (5)水質汚濁防止法第5条、第6条第1項、第7条、第10条又は第11条第3項(略)の規定による届出

○河川法施行規則第18条の7(汚水の排出の届出)

1 令第16条の5第1項の届出は、別記様式第8の3による届出書の正本一部及び別表第2に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2 前項の届出書には、縮尺5万分の1の位置図及び汚水排出経路概要図(汚水処理システムを含む)を添付しなければならない。

○瀬戸内海環境保全特別措置法第5条(特定施設の設置の許可)

1 関係府県の区域(政令で定める区域を除く)において工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ)に水を排出する者は、特定施設(同条第2項に規定する特定施設(略)から公共用水域に排出される水(以下「排水」という)の1日当たりの最大量が50立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。以下同じ)を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種別
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」という)の処理の方法
- (7) 排出水の量(排水系統別の量を含む。)

		<p>(8) 排水水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む)その他環境省令で定める事項</p> <p>3 前項の申請書には、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない</p> <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法第7条(特定施設に係る経過措置)</p> <p>1 第5条第1項に規定する区域において一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)であつて排水水を排出するものは、当該施設について同項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>2 前項の規定により第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者は、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、環境省令で定めるところにより、同条第2項各号に掲げる事項を府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該施設につき既に第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により適用される水質汚濁防止法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。</p> <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法第8条(特定施設の構造等の変更)</p> <p>1 第5条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第5条第3項から第7項までの規定は第1項の許可の申請があつた場合(環境省令で定める場合を除く)に、第6条の規定は同項の許可の申請があつた場合に準用する。</p> <p>4 第5条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、その旨を府県知事に届け出なければならない。</p> <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法第9条(氏名等の変更)</p> <p>第5条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第1号、第2号若しくは第8号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその許可に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を府県知事に届け出なければならない。</p> <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第7条(軽微な変更の届出)</p> <p>法第8条第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p> <p>(1) 様式第1の別紙1から別紙3までのその他参考となるべき事項の欄に記載した事項</p> <p>(2) 様式第1の別紙4又は別紙5のその他参考となるべき事項の欄に記載した事項(排水水の量(排水系統別の量を含む)に係るものに限る)</p>
	<p>(3) 水濁法の特定施設でなくとも排水をそのまま公共用水域に放流する場合には、水濁法に準じた測定を行うなど、排水が生活環境保全上支障がないかどうか確認しているか。</p>	<p>○水道法第5条第4項</p> <p>前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○平12厚省令第15号第5条(水道施設の技術的基準を定める省令)</p> <p>5 浄水施設</p> <p>(10) ろ過設備の洗淨排水、沈殿地等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な施設が設けられていること。</p> <p>(12) 浄水処理排水を原水として用いる場合にあっては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。</p>
<p>④浄水場等からの汚泥の処理は適切であるか。</p>	<p>(1) 浄水場等から排出される汚泥の処理処分等は適切にされているか。</p> <p>○汚泥を公共用水域の放流する等していないか。</p> <p>(2) 収集運搬又は処分を委託する場合にあっては、廃掃法に基づく許可業者に許可範囲以内の処理を委託しているか。</p> <p>○収集運搬業又は処分業の許可を得た業者であること確認しているか。</p> <p>○委託しようとする処分等の方法が、許可を得た事業の範囲内で処理できる業者であることを確認しているか。</p>	<p>○廃棄物処理法第2条第4項第1号(定義)</p> <p>この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。</p> <p>(1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、(略)汚泥(略)</p> <p>○廃棄物処理法第12条(事業者の処理)</p> <p>1 事業者は、自らその産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。第3項から第5項までを除き、以下この条において同じ)の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という)に従わなければならない。</p> <p>2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(産業廃棄物保管基準)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。</p> <p>6 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。</p> <p>○廃棄物処理法第12条(事業者の処理)</p> <p>3 事業者(中間処理業者(発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう)又は再生をいう)が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう)を含む)は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)とし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう)を含む)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。</p> <p>4 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。</p> <p>○廃棄物処理法施行令第6条の2(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)</p> <p>法第12条第4項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ)の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。</p> <p>(2) 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第15条の4の4第1項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。</p> <p>(3) 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。</p> <p>イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地</p> <p>ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力</p>

		<p>二 産業廃棄物の処分(最終処分(法第12条第3項に規定する最終処分をいう。以下同じ)を除く)を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力</p> <p>ホ その他環境省令で定める事項</p> <p>(4)前号に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。</p> <p>(5)第6条の12第1号の規定による承諾をしたときは、同号に規定する書面の写しをその承諾をした日から環境省令で定める期間保存すること。</p>
	(3)汚泥の収集運搬又は処分を委託する場合、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われたことを産業廃棄物管理票により確認しているか。	<p>○廃棄物処理法第12条(事業者の処理)</p> <p>5 事業者は、前2項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p>
	(4)前年度の発生量が千トン以上の場合には産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に届け出ているか。	<p>○廃棄物処理法第12条(事業者の処理)</p> <p>7 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(多量排出事業者)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>8 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>○廃棄物処理法施行令第6条の3(産業廃棄物の多量排出事業者)</p> <p>法第12条第7項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者とする。</p>
⑤資源の有効活用・地球環境保全に関する取り組みを行っているか。	<p>資源の有効活用・地球環境保全等、環境に配慮した取り組みを行っているか。</p> <p>○環境マネジメントシステム(ISO14001)に関する取り組みを行っているか。</p>	<p>○平16事務連絡「厚生労働省における環境配慮の方針について」</p> <p>1 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組</p> <p>①健全な水循環系の構築(略)</p> <p>②水道施設における廃棄物・リサイクル対策の推進</p> <p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設整備による建設廃棄物の減量化及び建設残土の再生利用の推進に努める。 <p>《施策の柱》</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の遵守 公共工事の最適設計等による建設廃棄物の減量化・リサイクルの推進 公共事業における再生資材等の利用推進 <p>③水道施設における地球温暖化対策の推進</p> <p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設における単位水量当たり電力使用量を年1%削減する。 <p>《施策の柱》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の適正な適用 <p>○平16(環境対策推進本部決定)「厚生労働省における環境配慮の方針(別紙)厚生労働省における環境配慮の方針の対象となる施策について」I(1)</p> <p>④その他厚生労働省所掌の事業者による自主的な環境配慮の取組の推進</p> <p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> その他厚生労働省所掌の事業者による自主的な環境配慮の取組を推進する。 <p>《施策の柱》</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発 <p>○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(4)①</p> <p>①浄水汚泥の有効利用</p> <p>循環型社会の実現に貢献するため、浄水汚泥の有効利用の推進について、有効利用率100%を目指しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。</p> <p>②省エネルギー・石油代替エネルギー導入の推進</p> <p>地球温暖化対策推進のため、より効率の高いポンプの導入等によるエネルギー利用の効率化や太陽光発電等の石油代替エネルギー利用の推進について、単位水量当たりの電力使用量の10%削減や石油代替エネルギーの導入を目指しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。</p> <p>○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境報告書の作成や環境会計の算定 小水力発電の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーション等のエネルギー対策技術の採用 浄水汚泥のリサイクルの推進 <p>(参考)平16. 3 水道事業における環境対策手引き書(日本水道協会)</p> <p>(参考)平17. 8 上下水道排水一体化処理導入マニュアル(水道技術研究センター)</p> <p>(参考)平17. 9 管路内設置型水車発電設備導入マニュアル(水道技術研究センター)</p>

10. その他

①地域水道ビジョンを策定しているか。	<p>(1)地域水道ビジョンを策定しているか。又は、策定の検討を進めているか。</p> <p>○水道用水供給事業とその受水水道事業においては、状況に応じ、共同で作成するか、お互いに整合を図って作成しているか。</p> <p>(2)事業の現状分析を行っているか。</p> <p>○給水量、給水人口等の事業計画に関する事項、財政収支・組織体制等の経営基盤に関する事項、災害対策や環境保全対策に関する事項等について、総合的な観点から、事業</p>	<p>○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」(略)</p> <p>○平17事務連絡「「地域水道ビジョン」作成の参考資料について」(略)</p>
		<p>○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.1</p> <p>事業の現状分岐・評価</p> <p>給水量、給水人口等の事業計画に関する事項、財政収支・組織体制等の経営基盤に関する事項、災害対策や環境保全対策に関する事項等について、総合的な観点から、事業の現状と将来の見通しを分析・評価する。</p> <p>○平17事務連絡「「地域水道ビジョン」作成の参考資料について」(略)</p>

	<p>の現状と将来の見通しの分析・評価を行っているか。</p>	<p>○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」5(3) 地域水道ビジョンを着実に実施する体制の構築に努める。また、目標の達成状況及び各実現方策の進捗状況について定期的(例えば3年に1回程度)にレビューし、関係者の意見を聴取しつつ、必要に応じて地域水道ビジョンの見直しを行う。</p>
<p>②事業の広域化・統合について検討しているか。</p>	<p>水道事業等の技術的・財政的運営基盤を強化する観点から、施設、経営、管理の一体化、一部施設の共同化、特定の目的(業務)に関する広域的体制の整備といった多様な形態の広域化について検討を行っているか。</p>	<p>○平14.3.27健水発第0327001号「水道法の施行について」第2の2 水道事業、水道用水供給事業の認可は、事業経営主体を一にできる範囲で行うもので水道施設の一体性等を問うものではない。このため、連続しない二つ以上の水道施設を一つの事業とする、いわゆるソフトな統合も可能である。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)① 水道事業等の技術的・財政的運営基盤を強化する観点から、施設の一体化、経営の一体化、管理の一体化、一部施設の共同化、特定の目的(業務)に関する広域的体制の整備といった多様な形態の広域化について、目標を設定する。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・水道事業間並びに水道用水供給事業及びその受水水道事業間の施設の一体化(事業統合)や経営の一体化、一部施設の共同化 (参考)平20目途「広域化計画策定指針」</p>
<p>③水道法における第三者委託制度の活用や水道のPF1事業の導入等、多様な運営形態について検討しているか。</p>		<p>○法第24条の3(業務の委託)第1項 1 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。 2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。 3 第1項の規定により業務の委託を受ける者(以下「水道管理業務受託者」という)は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者1人を置かなければならない。 4 受託水道業務技術管理者は、第1項の規定により委託された業務の範囲内において第19条第2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。 6 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第13条第1項(水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る)及び第2項、第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。 7 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については、水道技術管理者については、適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合には、水道事業者については、同条第1項の規定は、適用しない。 ○法第31条(準用) (略)第24条の3の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第24条の3第4項中「第19条第2項各号」とあるのは「第31条において準用する第19条第2項各号」と、同条第6項中「第13条第1項」とあるのは「第31条において準用する第13条第1項」と、「第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条」とあるのは「第20条から第22条まで並びに第23条第1項並びに第36条第2項及び第39条」と、同条第7項中「第19条第2項」とあるのは「第31条において準用する第19条第2項」と、「同条第1項」とあるのは「第31条において準用する第19条第1項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○施行令第7条(業務の委託) 法第24条の3第1項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む)の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。 (2)給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。 (3)次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。(略) ○施行令第8条 法第24条の3第1項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む)に規定する政令で定める要件は、法第24条の3第1項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。 ○施行令第9条(受託水道業務技術管理者の資格) 法第24条の3第5項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む)に規定する政令で定める資格は、第6条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。 ○施行規則第17条の3(委託契約書の記載事項) (略) ○施行規則第17条の4(業務の委託の届出) (略) ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平14事務連絡「水道事業等における第三者への業務委託の対象業務の考え方について」(略) ○平15事務連絡「総合規制改革会議においてまとめられた、「規制改革の推進に関する第</p>

		<p>2次答申「経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」について」 別添の後段中に、「事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進すべきである。」とありますが、料金設定への関与とは、料金算定に関する算出根拠や料金低廉化に関するアドバイスの関与であると整理されています。なお、料金設定そのものを民間事業者等が行う場合には、受託者が水道事業経営の認可をとる必要がありますのでご注意ください。</p> <p>別添 地方公共団体が経営する水道事業については、可能な場合には、地方公共団体の判断により、できる限り民営化、民間への事業譲渡、民間委託を図るべきである。その際より多様な経営主体の参入を確保するため、設備の所有は水道法上の水道事業者となるための要件とされていないことについて、直ちに周知徹底すべきである。また、平成13年の水道法改正により、水道の管理に関する技術上の業務を民間委託することができることとされたが、事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進すべきである。</p> <p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)② 特に技術力の弱い水道事業者等において適正な水道の管理を維持するために必要な技術的業務の実施体制の確保や運営管理コスト削減の観点から、技術上の業務の民間業者や他水道事業者等への第三者委託の導入の適否を検討し、合理的と評価される場合には、その導入について目標を設定する。</p> <p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・第三者委託制度の活用による民間業者等への技術上の業務の委託や近隣水道事業等との管理の一体化 (参考)平19「第三者委託実施の手引き」 (参考)平19「水道におけるPF1事業の導入検討のための手引き」</p>
<p>④技術者の確保、技術の継承に課題はあるか。 ※（参考）平成19年度報告徴収【水道ビジョンレビューアンケート 調査6】</p>	<p>今後、水道施設の改築・更新需要の増大や技術者の大量退職を迎える中、安心・安定な水道水の供給を確保し、現在と同等の技術及びサービス水準を確保すべく、技術者の確保・育成や水道技術の継承等について、現状の問題をどのように認識し、今後の改善策として具体的にどのような検討を行い、どのような対策を講じているか。</p>	<p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・職員の研修、人事制度の見直し、職員の意識改革等による人材の強化</p>
<p>⑤水道事業ガイドラインに規定されている業務指標を活用した取り組みを行っているか。</p>		<p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.3 分析にあたっては、平成17年1月に(社)日本水道協会規格として策定された「水道事業ガイドライン JWWA 0100」に基づく業務指標(P I)を活用することが有効である。 (参考)平17. 1水道事業ガイドライン（日本水道協会規格） (参考)平17. 5 E x c e l 版 P I 計算ツール（水道技術研究センター）</p>
<p>⑧その他の課題はあるか。 ※（参考）平成19年度報告徴収【様式3-1】</p>	<p>その他課題はあるか。 ・人口減少化における事業経営の課題など</p>	